

『玉勝間』の聞書き章段に関する研究：
翻刻・斎藤秀満『雲州黄泉穴一見之覚』

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-01-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 膽吹, 覚 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/9539

『玉勝間』の聞き書き章段に関する研究 — 翻刻・斎藤秀満『雲州黄泉穴一見之覚』 —

* 膽 吹 覚

はじめに

1 聞き書き章段とは

『玉勝間』は江戸中期の国学者、本居宣長の随筆集である。村岡典嗣氏は岩波文庫版『玉勝間』（昭和九年刊）の解説において、『玉勝間』に収録された随筆を、その内容から見て、①古語古文の訓詁積義、②地理歴史の考証、③古書記録類からの抄出、④当時の人々の聞き書き、⑤自己の就学の履歴、⑥儒仏に対する論議、⑦学問に対する見解、⑧宗教的信仰を説いたもの、⑨趣味を説いたもの、⑩教訓談、の十種類に分類している。勿論、③古書記録類からの抄出の後に①古語古文の訓詁積義を述べた章段もあり、『玉勝間』に掲載された随筆をすべて、①～⑩のカテゴリーに重複なしに分類することは不可能であるが、村岡氏の分類は『玉勝間』の全体像を把握するには有効であろう。そこで、本稿ではその中から、④当時の人々の聞き書き（以下、聞き書き章段と記す）に焦点を当てて考察する。

村岡氏は『玉勝間』に掲載された随筆を、その内容から前掲の十種類に分類したが、彼ほどの章段がどのカテゴリーに属するかを具体的に明示しておらず——これは前述の通り二つ以上のカテゴリーに跨る随筆もあるためと考えられる。——、本稿で考察する聞き書き章段についても、具体的にどの章段を指しているのかは不明である。しかし、『玉勝間』を一読すれば、そこに宣長が他人から伝え聞いた情報を編集して紹介し、時にそこに自らの所見を添えた形式の随筆が散見される。その一例として「にふなひといふ雀」（卷三）を掲出する。

にふなひといふ雀（二三〇）

尾張^ノ国人のいはく、尾張美濃などに、秋のころ、田^タ面^メへ、廿三十ばかりづ、いくむれもむれ来つ、稲^{イネ}をはむ、にふなひ

といふ小鳥あり、すゞめの一くさにて、よのつねの雀よりは、すこしちひさくて、嘴の下に、いさゝか白き毛あり、百姓はこれをいたくにくみて、又にふなひめが来つるはとて、見つければ、おひやる也、此すゞめ、春夏のほどは、あし原に在て、よしはらすゞめともいふといへり、宣長これを聞て思ふに、入内雀といふ名、実方中將のふる事にいへる、中昔の書に見えたり、されどそれは附会説にて、にふなひは、新嘗といふことなるべし、新嘗を、人より先に、まづはむをもて、しか名づけたるなるべし、万葉の東歌にも、新嘗をにふなみといへり、又おもふに、稲負鳥といふも、もし此にふなひの事にあらざるにや、古き歌どもによめる、いなおほせ鳥のやう、よくこれにかなひて聞ゆること多し、雀はかしかましく鳴物也、座たゝきは、かなへりとも聞えず、

宣長は「尾張国人」から「にふなひ」という雀の一種について、次のような話を聞いた。「にふなひ」は一般的な雀よりやや小さくて、嘴の下に白い毛がある。農民はこの小鳥をととても憎み、見つけ次第追い払うという。この鳥は春夏の間は葦原にいて、葦原雀とも呼ばれている。この話を聞いた宣長は、入内雀という呼称については、藤原実方が左遷された陸奥で逝去したため、その怨念が雀と化けて京都へ飛んできたと言われているが、これは付会の説である。「にふなひ」は新嘗に由来し、新嘗を人より先に啄むのでこのような名がついたのであると述べている。

宣長に「にふなひ」の話を伝えた人物について、『玉勝間』には「尾張国人」とのみ記されており、また、この話を聞いた時期も、そして、どのような方法で宣長に伝えられたかも——直接に会って聞いたのか、あるいは宣長宛の書状に書かれていたのかなど——明記されていない。この「にふなひ」については、しかし幸いにも、宣長の『万葉集問答』二十（天明二年七月上旬）に、次のように記されている。『万葉集問答』は宣長と鈴屋門人の田中道磨との間で交わされた『万葉集』に関する問答を収録したものである。

○道丸昔美濃にありしとき、年々秋ことに、三十羽五十羽ほとつつむれたる雀を見し事あり、この雀いくむれも来て、秀たる稲をはむ、里人おのが田／＼に心かけて、この雀おひやらふ、田面の稲をのみはむにあらで、刈て木の枝又はハサと云物にかけて干す稲にもむれ来てはむを、里人ども曰、コトシモ又ニウナイノ多クワタシ秋ヨとうれへいふ、その雀の名をニウナヒとぞ云なる、

△この六月十五日に当国の下ノ一色村と云村に、太郎兵衛と云あるもとへ、道丸行て一宿せし、ふとこの雀の事に及べり、太郎兵衛曰、ソノ雀ハコノ里ニモ、トナリノ村々ニモ毎秋来テ、里人ニニクマル、常ノ雀ヨリモスコシヒサク、アゴノトコロニ少シ白キモアリ、春夏ハ蘆原ノ中ニアリテ、ヨシハラスゞメトモ云、冬ハイヅコニアリヤシラズ、（中略）

入内雀ハ、昔、藤原実方朝臣ノ靈ノ、雀ニナリテ、禁中へ来り、台盤所ノ食ヲハミケル事、中古ノ書ニ見ユ、ソノ書

ハワスレタリ、入内ハ内裡へ入ル意也、サレド此説、附会ナルヘシ、

宣長按ニ、ニフナヒ新嘗^{ニヒナヒ}ノ転誤歟、稲ヲ人ヨリサキニマツハジメテハムヲ、新嘗^{ニヒナヒ}ニトリナシテ此名を負セタルニヤ、ニヒナベヲ、十四卷ノ東歌ニハ、ニフナミ^{ニヒナヒ}(三四六〇)トヨメリ、

右の文章からは、まず『玉勝間』卷三「にふなひといふ雀」に登場する「尾張^{尾張}国人」が道磨であることが確認できる。そして、道磨が宣長に伝えた「にふなひ」の話は、そもそも天明二年(一七八二)六月十五日に、道磨が美濃国下一色村の太郎兵衛宅に一宿した折に、そこで道磨が太郎兵衛から直接に聞いた話であることが記されている。その後、同年七月上旬、道磨は『万葉集』に関する質問を記した宣長宛書状に、太郎兵衛から聞いた「にふなひ」の話の挿入した。そして、道磨からの書状によって「にふなひ」の話を知った宣長は、その後、『宣長随筆』第十三卷に、次のように書き留めている。

尾張人のいはく、尾張美濃などにて、秋田の面へ、二十羽卅羽つゝ、いくむれもむれ来て、稲をはむ、一種の雀あり、刈置たる稲をも、来りてはむ也、此雀、よのつねの雀よりは、すこしちひさくて、嘴の下に、いさ、か白き毛あり、これをにふなひといひて、百姓にくむ也、此秋もにふなひの多く来てなどいひて、ひたものおひやる也、此雀、春夏は蘆原に在て、よしはら

す、め共いふといへり、宣長云、入内雀といふ名、実方中將の故事にいへる事、中昔の書に見えたり、されとそれは附会の説にて、にふなひは、新嘗^{ニヒナヒ}なるべし、新稲を、人よりさきに、まづはむをもて、新嘗の名をおふせたるなるへし、万葉東歌にも、新嘗^{ニヒナヒ}をにふなみとよめり、

右の文章に若干の筆を加えれば、『玉勝間』の「にふなひといふ雀」と成ることが知られるであろう。すなわち、「にふなひ」の話は、太郎兵衛(談話)↓道磨(書状)↓宣長(『宣長随筆』)↓『玉勝間』、という経路で伝達されて『玉勝間』に収録されたことが確認できるのである。

『玉勝間』からもう一例、「木綿^{ユヅ}の布」(卷十二)を見てみよう。

木綿^{ユヅ}の布(七九六)

いにしへ木綿といひし物は、穀^カの木の皮にて、それを布に織たりし事、古はあまねく常の事なりしを、中むかしよりこなたには、紙にのみ造りて、布におることは、絶たりとおほえたりしに、今の世にも、阿波^{アハ}国に、太布^{タフ}といひて、穀の木の皮を糸にして織れる布有、色白くいとつよし、洗ひても、のりをつくることなく、洗ふたびごとに、いよ／＼白くきよらになるとぞ、此事、出雲^{イセ}国の千家清主のもとより、ちかきほど、書^シのついでに、いひおこせて、かの国より得たりとて、そのちひさきさいでを、見せおこせられたるを見るに、げにいとたく、色しろくきよらなる布にぞ有ける、こはかの阿波^{アハ}国人に、なほよく尋ねあき

らめまほしきこと也、又これを思へば、他の国々にも、あるところ有べきを、ひろくたづねしらまほしきわざなりかし、

出雲国の千家俊信（清主、鈴屋門人）から宣長に送られた書状に、上代の「木綿」は穀の樹皮を材料として織つたもので、古くは一般的に行われていたが、現在では見られなくなったようであるが、阿波国では現在でも穀の樹皮から「太布」という布が織られていることが記され、また、そこに小さな「太布」が同封されていた。宣長はその「太布」を手にとつて見て、詳しく阿波国の人に訊いてみたく、また他国にも同じような物があるかもしれないので、広く訊ねてみたいと記している。この一篇に「此事、出雲国の千家清主のもとより、ちかきほど、書のついでに、いひおこせて」とある通り、本件は寛政十一年（一七九九）五月二十一日付の宣長の千家俊信宛書状にある、「古へノ木綿之事、布ニ織候義、当今モ阿州ニ而太布ト申候而有之候由ニ而、右之太布ノ切御見せ被下、忝奉存候、右ハ扱々珍敷物ニ御座候、ゆふノ布只今も有之候事、始而承り見申候、返々めつらしく忝奉存候、被仰下候趣を玉かつまへ記可申と奉存候」という記事に対応するものである。

「木綿の布」や「にふなひといふ雀」のように、『玉勝間』には宣長が彼の門人知人からの書状を通じて得た情報を紹介した章段が多いようである。この他にも、例えば「対馬の式社」（巻九）には「此対馬の式社の事も、小篠御野が、彼嶋にあひしれる人のあるが許に、とひやりしに、書つけておこせしとて、こゝにも書つけて見

せにおこせたりしを、しるせる也」とあり、また「讃岐国人女をよばふに藁を結びておくる事」（巻十三）には「かの国の山田六郎高村が許よりいひおこせたり」と記されている。

『玉勝間』にはまた、情報提供者が特定できず、かつその情報の伝達方法も判然としないが、宣長が何らかの手段で入手した聞き書き情報を記載した章段もある。その一例として「信濃国の或村々の神事にうたふ歌」（巻十三）を挙げる。

信濃国の或村々の神事にうたふ歌（八六五）

ある人のいはく、しなのの国の、天龍寺の河上なる、川村和田きさはなどいふ里々の神事に、湯釜に湯をわかしたぎらせて、そのめぐりに、幣を立おきて、夜ふけて、その釜のほとりに、里人男女、老たる少き、うちまじりつどひて、その幣をとり持て、うたふ歌、

おゆめすときのな、おみかげこくそく、やくもだのぼれく、

この一篇には、信濃国遠山郷正八幡宮の例祭、霜月祭の様子と、その神事で歌われる歌が紹介されているが、宣長がこの情報を誰からどのようなして得たのかは、本文に記されておらず、また宣長関係の資料からも窺い知ることができない。この他にも、情報提供者が特定できず、かつその情報の伝達方法も判然としないが、宣長が何らかの手段で入手した情報に基づいて記載した章段には、「こし塚」（巻三）や「みちのくの田うゑ歌」（巻九）などがある。

以上の考察によって、村岡氏がいうところの聞き書き章段が、具体

的にどのような形式・内容の随筆を指すか把握できたかと思う。すなわち、聞き書き章段とは、宣長が他人から伝え聞いた情報を編集して紹介し、時にそこに自らの所見を添えた形式の随筆であると定義できるであろう。なお、本稿では、情報提供者が特定できず、かつその情報の伝達方法も判然としない章段であっても、宣長が他者から聞いた情報を紹介する形式・内容であれば、聞き書き章段と看做す。

2 「出雲国なる黄泉の穴」考

本章では、『玉勝間』の聞き書き章段の中から「出雲国なる黄泉の穴」(巻十)を取り上げる。「出雲国なる黄泉の穴」は、鈴屋門人である斎藤秀満から送られた『雲州黄泉穴一見之覚』という書留(報告書)に基づいて書かれた随筆である。『雲州黄泉穴一見之覚』は現在、本居宣長記念館に所蔵されており、そのおかげで宣長が秀満から得た情報をどのように編集して「出雲国なる黄泉の穴」という聞き書き章段を成したのか、具体的に検証することが可能である。まずは「出雲国なる黄泉の穴」の精読から始めたい。

出雲国なる黄泉の穴(六二一)

小篠ノ御野、いにしへ寛政六年三月のころ、出雲の大社にまうでたりしをり、鰐淵山近きわたりの山に、黄泉の穴といふがあらよし、はやく聞るは、いかなるにかと、とひわたりしに、此わたりにも、行見たる人はなきよし、杵築の人のいふを聞て、せちにゆきて見まほしく思ひけれど、年老たれば、足よわく

て、みづからはえ物せで、弟子に斎藤ノ秀満といふを、みて物せしに、さらばいまし行てみてこといひつけて、やりける、此秀まろは、御野が同じ石見ノ国の三隅といふ所の人にて、もとより山道を、つねにかよひならへる人にし有ければ、くるしとも思ひたらで、よろこびながら、ゆきて見てかへりて、其間の事、くはしく書しるしたりけるを、ここにも見せおこせたりける、そのあるやう、まづ杵築より東、鰐淵山をこえて、東北の方、海ちかき所、川下村といふを過て、奥岡村といふに至る、かの黄泉の穴は、此村の山に有ル也、海べより十八町のぼるところ也、かくて山はいとしも高からねど、道いといはしく、石まじりに草たかくおひしげり、荊おほくて、いといたのぼりがたし、かの穴は、山のはらに、草深き中にありて、わづかに見えたり、口はすこしせばくて、下の方は、わたり二尺四五寸、三尺ばかりも有べし、丸く井のさまにて、底見えす、めぐりは口より下皆、つみ上たるごとくなる石にて、その石みなかど有て、すべてわれめおほく、色は白く、又黄ばみたるもまじれり、さるを南の方一かたは、広さ二尺ばかりにて、長さは一丈五六尺がほど板などを立たらむやうなる、一つの大石にて、此石の下さま、穴いささか北の方へまがりて見えたり、すべて口近き所は、石に苔などもむしたるを、下の方は、いたくかわきて、潤なく見ゆ、此穴、里人は冥途の穴といへり、そのわたりの者も、おほくはしらず、この奥岡村のものを、導にあて行たる、年七十ばかりなる翁にて、語りけるは、此穴来て見たる

者は、いとまれ也、年わかきは、里の者だに、かつてしらずとぞかたりける、はじめ鰐淵寺にて、かたらひきつるしるべの翁は、年六十ばかりなりけるを、わかかりしほどに、来て見たることとは有しかど、こちらの年へにければ、のぼる道も、よくもおぼえずとて、又この奥岡のおきなをば、それがかたらひ来たるにぞ有ける、又かの翁がいひけるは、此穴より、毒気のものばることあるに、ふれぬれば、たちまちに息絶る也と、いひつたへたり、といふをきくに、しばしのぞきて見るほども、いとけおそらしけれど、よく見てかへらずは、ふりはへて見にこしかひなからむと、いみしく思ひぬんじて、猶よく見つる也、おきな又かたりけるは、むかしは、此穴の内へ、石を落しているに、そのいしくだりもてゆくままに、つぎつぎめぐりの石にふれゆく音の、しばしがほど、とほく聞えこしを、四十年ばかりあなたに、あるものの、大きな石一つを、おとしやりつる事の有りし、そののちは、石をおとせども、音久しくは聞えずなりぬるはかの大石の、なかばにとどこほりて、それにせかるる故なめり、とぞかたりける、又むかし鰐淵寺をはじめ給へりし、智證上人と申す、此穴に入定し給ひぬるよし、かの寺の縁起にも見えたり、と聞きなども語る、さて此山のすべての名は、奥岡の山といひて、その中に、此穴のあるちかきあたりをば、ぞうが谷といふ、此山のうしろは、鰐淵山につづきてとほからずとぞしるしたりける、なほゆきかひの道のほどの事どもまで、こまかにしるしたるを、見るになほさだかならずおぼえて、ここは

いかにと、なほとひきかまほしきところも多かれど、しばらく本にしたがひて、その趣をとりて、事をつづめて、よきほどにここにはしるせる也、さて此奥岡村よみの穴あたりを、神門ノ郡ならむとしるしたれど、かならず出雲ノ郡なるべし、さて又風土記に、宇賀ノ郷のところに、黄泉之穴といふところの見えたるは、同郡の内にはあれども、磯べにて、窟の内にあるよしなれば、ことところなるべし、

寛政六年（一七九四）三月、石見国浜田藩儒臣、小篠敏（御野）は彼の弟子である斎藤秀満に、出雲国にあるという（黄泉の穴）の現地踏査を命じた。敏は儒学者であったが、彼はまた国学にも関心を持ち、安永九年（一七七六）に鈴屋に入門している。敏の指示を受けた秀満は石見国三隅の医師で、敏の門人であったが、秀満もまた天明三年（一七八三）に鈴屋に入門している。つまり、敏と秀満は師弟関係にあったが、ともに宣長の門人でもあったのである。因みに、寛政六年（一七九四）は、宣長は六十五歳、敏は六十七歳、秀満の年齢は不明であるが、敏より大分若かったであろう、と推測される。

敏が秀満に踏査を命じた（黄泉の穴）は、『出雲国風土記』出雲郡宇賀郷に、次のように記載されている。

宇賀郷、郡家正北一十七里二十五歩、所造天下大神命、讓坐神魂命御子綾門日女命、爾時女神不肖逃隱之、時大神伺求給所、此即郷、故云宇加、即北海濱有磯、名腦磯、高一丈許、上生松

菜、至磯里人之朝夕知往来、又木枝人之如攀引、自磯西方有窟戸、高廣各六尺許、窟内在、穴人不得入、又不知深浅也、多至此磯窟之辺者必死、故俗人自古至今、号土黄泉之坂、黄泉之穴也、^①

右の文章に従うならば、〈黄泉の穴〉は出雲郡宇賀郷の脳の磯の西方にあり、その窟戸は縦横約一・八メートルの大きさで、奥行きは不明、岩窟の中には穴があるが、人が入ることはできないという。また、この岩窟の辺りに行くと必ず死ぬと言われ、古来、黄泉の坂・黄泉の穴と呼ばれている。

宣長の「出雲国なる黄泉の穴」に「鰐淵山近きわたりの山に、黄泉の穴といふがあるよし、はやく聞るは、いかなるにかと、とひわたりしに」とあるので、敏と秀満は、寛政六年の〈黄泉の穴〉の踏査に際して、〈黄泉の穴〉が鰐淵山近くの山中にあるという情報を得ていたことが知られる。一般論として、踏査に際して、その目的地の見当を付けずに踏査に向かうことはない。それでは〈黄泉の穴〉が「鰐淵山近きわたりの山に」あるという情報を、敏と秀満はどこから得たのであろうか。

江戸時代中期の出雲地方の地誌書である、黒沢長尚撰『雲陽誌』巻九「桶縫郡奥宇賀」（享保二年（一七一七）序）には、「窟和多灘より十五町南の山にあり、『風土記』に宇賀郷に窟戸高さ各六尺はかり深浅しれず、此窟の辺にいたる者必死すといふ、故に今に黄泉の穴と号す、俗人古より冥途黄泉の穴といふ」と記されている。

『雲陽誌』が記す〈黄泉の穴（冥土の穴）〉の位置は、「出雲国なる黄泉の穴」に記された「杵築より東、鰐淵山をこえて、東北の方、海ちかき所、川下村といふを過て、奥岡村といふに至る、黄泉の穴は、此村の山に有ル也、海べより十八町のぼるところ也」とほぼ一致するといつてよい。つまり、『雲陽誌』に記された〈黄泉の穴〉に関する情報に基づいて、秀満は〈黄泉の穴〉踏査に向かった可能性が考えられるのである。

宣長の「出雲国なる黄泉の穴」に拠ると、秀満が実地踏査した〈黄泉の穴〉は奥岡村の山中にあり、そこは海辺から約二キロメートル登ったところであった。山はさほど高くないが、道はたいへん険しく、石雜じりで草が高く生い茂り、荊が多く、たいへん登りにくいところであったという。〈黄泉の穴〉は山腹の草深いところにあつて、外からは僅かに見える程度であった。穴の入り口は少し狭く、下の方は幅約七十五センチメートル、或いは九十センチメートル。穴の形状は丸くて井戸のような形をしており、底は見えなかつたという。その穴の周囲は入り口より下はすべて、積み上げたような石で、その石はすべて角があり、割れ目が多く、色は白色、或いは黄ばんだ色のものも交つていた。しかし、南の方には幅約六十センチメートル、高さ四メートル五十〜八十センチメートルほどの板を立てたような一枚の大岩があり、この大岩の下は北の方へ曲がっているように見えたという。また、穴の入り口付近は石に苔などが生じているが、その下の方は乾燥していて、水気はないように見えた、と秀満は報告している。秀満を案内した老人はしかし、こ

の穴を〈黄泉の穴〉ではなく、〈冥途の穴〉と呼んでいた。〈冥土の穴〉という呼称は、秀満が今回の踏査に際して参照したと推定される『雲陽誌』に「俗人古より冥途黄泉の穴といふ」とあり、秀満から見れば、この呼称の相違は想定範囲内であったであろう。また、案内役を務めた老人の話では、この里の古い言い伝えとして、〈冥土の穴〉から毒気が立ち上ることがあり、それに触れると、たちまちに息絶えるという。こうした言い伝えも『出雲国風土記』の「多至此磯窟之辺者必死」や『雲陽誌』の「此窟の辺にいたる者必死すといふ」との記事と一致する。

秀満は『出雲国風土記』に記載された〈黄泉の穴〉について、『雲陽誌』の情報に基づいて鰐淵山近くの山中を踏査し、「奥岡山」（奥宇賀山）の「ぞうが谷」（雑ヶ谷）でその穴を確認し、その形状や周囲の環境などを詳しく調査した。そして、今回の踏査の案内役を務めた地元の人からは、この穴が地元では〈冥土の穴〉と呼ばれていること、そして、この穴から立ち上がる毒気に当たると忽ち死に至るといふ口碑などを聞き取った。これらの聞き取り調査結果は『出雲国風土記』並びに『雲陽誌』の記事と一致するものであった。こうした経緯があつて、秀満はこの〈冥土の穴〉が、『出雲国風土記』に記載された〈黄泉の穴〉であるとの確信を得たのである。そうであるからこそ、秀満はこの調査結果をまとめた報告書、『雲州黄泉穴一見之覚』を宣長に送ったのである。

しかし、宣長は「出雲国なる黄泉の穴」の末尾で、秀満が踏査した〈黄泉の穴〉は『出雲国風土記』に記載された〈黄泉の穴〉ではな

い、との見解を示している。彼はその理由を、秀満が踏査した〈黄泉の穴（冥土の穴）〉は奥岡山（奥宇賀山）の山腹にあるが、『出雲国風土記』には、〈黄泉の穴〉は海岸の岩窟の中にあると記されているから、と述べている。ただし、〈黄泉の穴〉の位置に関する宣長自身の見解は「出雲国なる黄泉の穴」には明記されていない。

『出雲国風土記』に記載された〈黄泉の穴〉の位置については、現在の古代史学では定説を見るには至っていないようであるが、後藤蔵四郎『出雲国風土記考証』（大岡山書店、大正十五年刊）をはじめ、加藤義成『出雲国風土記参究』（原書房、昭和三十二年刊）、『歴史地名事典』（平凡社）などでは、鳥根県出雲市猪目町にある猪目洞窟遺跡がそれではないかと推定されている。猪目洞窟遺跡は日本海岸に面した洞窟遺跡であり、その点では『出雲国風土記』の記述にも合致する。一方、秀満が踏査した奥岡山（奥宇賀山）の雑ヶ谷にある〈冥土の穴〉が『出雲国風土記』に記載された〈黄泉の穴〉であると積極的に推定する研究者は、現在のところ知られていないようである。秀満が踏査した奥岡山（奥宇賀山）の雑ヶ谷にある〈冥土の穴〉は、鳥根県平田市奥宇賀町雑ヶ谷に現存し、現在では「黄泉の穴」と記された碑が建てられ、地元の人々からは「めいどさん」と呼ばれ、毎年九月一日には例祭が執り行われているという。ところで、宣長は「出雲国なる黄泉の穴」において、上述の通り、秀満からの報告について否定的な見解を添えている。否定的であるならば、そもそもその情報を『玉勝間』に掲載しなければよいのではないかとも思われるが、宣長のこうした態度は『玉勝間』の他の

聞き書き章段でも見られる。例えば「こし塚」(巻三)では、次のように記されている。

大和国人のいはく、城上郡外山村に、輿塚といふ有、うへは円にて、内なる石がまへ、少しあらはれて見ゆる、そのいたゞきは、人ののぼることなし、さて南の方へ、さし出たる尾ありて、御陵のさまなりといへり、思ふに、これもしは饒速日命の御墓にはあらずか、されど大和国には、さるさましたる塚、いずこにも多かれば、いかならん、おほつかなし、外山といふところは、いにしへの鳥見也、

宣長は大和国の人から得た輿塚に関する情報を紹介した後、「されど大和国には、さるさましたる塚、いずこにも多かれば、いかならん、おほつかなし」とコメントしている。また、「石見国なるしづの岩屋」(巻九)では、宣長は『万葉集』に詠まれた「志都の石室」は、敏が示した石見国岩屋村の(しづの岩屋)ではないかと思うが、いささか不審でもあると述べている。彼はその理由について、「志都の石室」の歌を詠んだ生石村主真人が石見国の官吏でもない限り、石見国は他国の人が行くことは稀で、しかもこの岩屋は山深いところにあるので、世間の人がこの地を知っていて詠んだとは考え難い、と断言している。その一方で彼は、石見国の(しづの岩屋)は「後の世の人の、つくりていふべきところとおぼえねば、かならずふるきよしありて、たゞならぬところとはきこえたり」との所見も併記している^④。さらに挙げるならば、「同社金輪の造営の

図」(巻十三)でも、次のように記されている

同社金輪の造営の図(八六三)

出雲大社、神殿の高さ、上古のは三十二丈あり、中古には十六丈あり、今の世のは八丈也、古への時の図を、金輪の造営の図といひて、今も国造の家に伝へもたり、其図、左にしろすが如し、

(図は省略)

此図、千家国造の家なるを、写し取れり、心得ぬことのみ多かれど、皆たゞ本のまゝ也、今世の御殿も、大かたの御構へは、此図のごとくなりとぞ、

宣長が『玉勝間』に載録した「金輪造営之図」は、出雲大社の平面図である。宣長の寛政七年二月二十日付千家俊信宛書簡に「金輪造営之図御認被下、千万辱拝見仕候」とあり、この図は俊信が写して、宣長に送ったことがわかる。宣長はこの図について「心得ぬことのみ多かれど、皆たゞ本のまゝ也」と疑念を抱きながらも、『玉勝間』に収録している。宣長が『玉勝間』に出雲大社の「金輪造営之図」を掲載してから約二百年後の平成十二年四月、出雲大社拝殿北側から巨大な三本の柱根が発見された^⑤。この柱根の存在は、宣長が『玉勝間』に掲載した「金輪造営之図」に既に記されていたことから、考古学者の視線が再び『玉勝間』に注がれたのである。『玉勝間』の「同社金輪の造営の図」(巻十三)は、宣長の見識が後世の研究者に寄与した好例といえるだろう。

このように宣長は門人知人から寄せられた情報について、彼自身は聊か否定的・懐疑的であったとしても、そこに何らの学術的な価値が含まれると判断した場合は、自らの所見を添えて『玉勝間』に収録し、その情報を発信している。

さて、宣長が「出雲国なる黄泉の穴」に「此秀まろは、御野が同じ石見ノ国の三隅といふ所の人にて、もとより山道を、つねにかよひならへる人にし有ければ、くるしとも思ひたらで、よろこびながら、ゆきて見てかへりて、其間の事、くはしく書しるしたりけるを、ここにも見せおこせたりける、そのあるやう」と記している通り、「出雲国なる黄泉の穴」の「そのあるやう」以下の文章は、秀満から宣長に送られた『雲州黄泉穴一見之覚』に基づいて書かれている。

『雲州黄泉穴一見之覚』は、写本の一冊本である。その書誌を記すと、共表紙、袋綴、縦二四・六センチメートル、横十七・五センチメートル、半丁七行、本文十四丁、外題は表紙中央部に『雲州黄泉穴一見之覚』と墨書されており、その右脇に「石州三隅／斎藤秀満上」とある。内題はない。識語は「卯九月」。本文は漢字平仮名交じりの和文である。印記は第一丁表に「須受能／屋蔵書」の朱印がある。『雲州黄泉穴一見之覚』の全文を翻刻したものを、本稿末尾に参考として掲載したのでご覧いただきたい。なお、秀満には江戸後期の奇談怪談を蒐集した『奇談雜記』（国会図書館所蔵）があり、秀満に奇談怪談を蒐集する志向があったことが知られるが、『雲州黄泉穴一見之覚』はあくまでも学術的な報告書である。

『玉勝間』巻十（第四編）が刊行されたのは、宣長没後の享和二

年（一八〇二）頃と推定されている^⑥。しかし、宣長の『著述書上木之覚』によると、その板下の完成は、生前の寛政九年（一七九七）三月十七日である。一方、『雲州黄泉穴一見之覚』によると、寛政六年（一七九四）三月上旬に、秀満は「黄泉の穴」の現地調査を実施している。そして、『雲州黄泉穴一見之覚』の末尾（第十四丁表）の識語に「卯九月」とあるので、寛政七年（一七九五）九月に、彼はこの覚書を完成させたことが知られる。すなわち、この間の流れを整理すると、秀満は寛政六年三月上旬に、出雲国で「黄泉の穴」の現地調査を行ない、その約一年半後の同七年九月に、その報告書を書き上げる。そして、更にその一年半後の同九年三月十七日に、宣長は『玉勝間』巻十の板下を完成させたということになる。

『雲州黄泉穴一見之覚』と「出雲国なる黄泉の穴」とを字数の観点から比較すると、前者が約五千二百字で、後者は約千六百字であるから、単純に比較すると、前者を三分の一の字数に縮小したものが後者である、ということになる。それでは宣長は『雲州黄泉穴一見之覚』をどのように編集して「出雲国なる黄泉の穴」を書いたのであろうか。

秀満の『雲州黄泉穴一見之覚』に拠ると、寛政六年三月上旬某日の午前八時ごろ、秀満は大田在住の医師、原有慶（伝未詳）と連れ立って杵築を出発し、鰐淵寺を経由して、奥岡山山中の「黄泉の穴（冥土の穴）」を調査し、午後六時前に杵築に帰着している。『雲州黄泉穴一見之覚』と「出雲国なる黄泉の穴」とを比べると、「出雲国なる黄泉の穴」では、秀満に同行者があったこと、鰐淵山までの

往路の風景や鰐淵寺の様子、更に「黄泉の穴」から杵築までの帰路の出来事などが省略されている。『雲州黄泉穴一見之覚』に記された鰐淵寺までの往路の風景や鰐淵寺の様子を描いた部分の字数は約千五百字であり、また、「黄泉の穴」から杵築までの帰路のことを描いた部分の字数は約一千字で、この二箇所ですべて約二千五百字分が、宣長の「出雲国なる黄泉の穴」に反映されていない。このように往路復路の景観や鰐淵寺の記述を省略したことについて、宣長は「出雲国なる黄泉の穴」に「なほゆきかひの道のほどの事どもまで、こまかにしるしたるを、見るになほさだかならずおぼえて、ここはいかにと、なほとひきかまほしきところも多かれど、しばらく本にしるがひて、その趣をとりにて、事をつづめて、よきほどにここにはしるせる也」と記している。なお、『雲州黄泉穴一見之覚』に記述された「黄泉の穴」までの往路の経路について、宣長は「朝五つ時、杵築を出て、遙に藪（藪）に向ひ行事半時、又兼（兼）の方に向ひ、坂をのほる事半時斗、峠に辻堂ありて、鰐淵山参詣の人、休なり」と、二箇所（二箇所）に朱筆を入れている。地図で確認すると、これは秀満の誤認であり、宣長の朱筆が正しいことがわかる。「出雲国なる黄泉の穴」では、この部分は「まづ杵築より東、鰐淵山をこえて」となっている。宣長はその後の道程も「鰐淵山をこえて、東北の方、海ちかき所、川下村といふを過て、奥岡村といふに至る」と簡略な記述に止め、一気に「黄泉の穴」がある奥岡村（奥宇賀）へと話を進めている。

次に宣長が『雲州黄泉穴一見之覚』の文章をどのように編集し

て「出雲国なる黄泉の穴」の文章を成したか、具体的に見てみたい。まずは「黄泉の穴」の外観や形状に関する両書の記述を比較しよう。なお、傍線に付した番号は両者の対応関係を示す。

○『雲州黄泉穴一見之覚』

則爰也といふに、草猶繁りたる中に穴あり【草靡きて穴ハ纔二見ゆ。此草ハ棘などハなく、すゝき、よもき、其外のも多ク小筋に長く繁りたり、土肥たる故か】口ハ草も年々朽、又、外ニ土も流れて寄しにや、ちとちさく見ゆれと、中ハ図のことく尺四五寸位二三尺も長丸に、穴の底ハ直ぐに揆ぬけたる躰井のかたち也、穴の中（中）のくるり、南の方ハ一枚石と見えて板なすを削り立たるかことし、長サ壹丈五六尺も其餘も幅式尺斗、底ハ此石、北の方へ少し靡きて見ゆる（割注略）其外（外）のくるりハ、石にて常の井を積揚たるごとく、出め入れハ多ク、石ハ角立て都合の穴のかたちハ丸く見え候、其石皆油石青石の類にあらず、磨石などの類にてあらめよ、色ハ白く又黄ばみたる所も有て、角有われ目多きが自然に割れたると見ゆるも在りたると見ゆるも、所々ハ土も付て石のかたちみえぬ所も有かとミゆれと、大概自然にわれたる様子也（割注略）上へ近き所ハ苔もつきて見ゆれど、底の方ハかはきて一向に水気なし、

○「出雲国なる黄泉の穴」

かの穴は、山のはらに、草深き中にありて、わづかに見えたり、口はすこしせばくて、下の方は、わたり二尺四五寸、三尺ばかりも有べし、丸く井のさまにて、底見えす、めぐりは口よ

り下皆、つみ上たるごとくなる石にて、その石みなかど有て、すべてわれめおほく、色は白く、又黄ばみたるもまじれり、ざるを南の方一かたは、広さ二尺ばかりにて、長さは一丈五六尺がほど板などを立たらむやうなる、一つの大石にて、此石の下さま、穴いささか北の方へまがりて見えたり、すべて口近き所は、石に苔などもむしたるを、下の方は、いたくかわきて、潤なく見ゆ、

もう一例、秀満が地元の案内者から聞いた、〈黄泉の穴〉に関する言い伝えの部分を見てみよう。こちらにも傍線に付した番号は両者の対応関係を示す。

○『雲州黄泉穴一見之覚』

此辺のかたり伝に、此穴よりのぼる毒氣にあたれば、忽に息終るよし聞ば、恐敷て永くハ見る事も成がたけれど、正く見たればしるしもなき事なれと、ふたゝひ臨む、右の通のかたち也（割注略）案内兩人共二かたる、先年、かの鰐淵山開基智證上人、此穴へ定入せられたるよし語る（割注略）又、此穴へ先年ハ石を投込時ハ、凡多はに二銀ものむ間ほども石に当てとよむ音聞えしが、四十年ばかり以前、ある若き者、大石を一つ転バし込たるに、其後ハ石を落しても音永くせず、此大石、穴の中にかゝりて、それに又かゝる故かとかたる、

○「出雲国なる黄泉の穴」

又かの翁がいひけるは、此穴より、毒氣ののぼることあるに、

ふれぬれば、たちまちに息絶る也と、いひつたへたり、といふをきくに、しばしのぞきて見るほども、いとけおそらしけれど、よく見てかへらずは、ふりはへて見にこしかひなからむと、いみしく思ひねんじて、猶よく見つる也、おきな又かたりけるは、むかしは、此穴の内へ、石を落しいるるに、そのいしくだりもてゆくままに、つぎつぎめぐりの石にふれゆく音の、しばしがほど、とほく聞えこしを、四十年ばかりあなたに、あるものの、大きな石一つを、おとしやりつる事の有し、そののちは、石をおとせども、音久しくは聞えずなりぬるはかの大石の、なかばにとどこほりて、それにせかるる故なめり、とぞかたりける、

右の二例から、宣長が「出雲国なる黄泉の穴」の執筆に際して、秀満の『雲州黄泉穴一見之覚』に記された〈黄泉の穴〉の寸法や状態、その穴を調査した時の秀満の心情などの記述に従いつつも、そこに平明達意を心がけた推敲を加えて、秀満の文章とはまったく別の、宣長の文章に仕上げたことが知られるのである。

3 『玉勝間』の聞き書き章段

〈表1〉は『玉勝間』聞き書き章段を一覧表にしたものである。管見に従えば、聞き書き章段は計三十八段で、これは『玉勝間』に掲載された全随筆一〇〇五段の約四%に過ぎない。また、〈表1〉に示

〈表1〉『玉勝間』の聞書き章段

No.	巻	タイトル	情報提供者	国	内容
1	2	五十連音をおらんだびとに唱へさせたる事	小篠敏	長崎	言語・物名
2	3	こし塚	未詳	大和	考古
3	3	飛鳥の宮々	未詳	大和	考古
4	3	にふなひといふ雀	田中道麿	尾張	言語・物名
5	3	むろの木	田中道麿	尾張	言語・物名
6	3	みちのくには五月五日にかつみをふくといふ事	未詳	陸奥	風俗・風習
7	7	石見の海なる高嶋	小篠敏	石見	地誌
8	7	朝鮮の人のことば	小篠敏	石見	言語・物名
9	7	さはほくり	未詳	土佐	風俗・風習
10	7	土佐国に火葬なし	未詳	土佐	風俗・風習
11	7	ほやのいずし	未詳	豊後	言語・物名
12	7	ふぐし くぐつ	未詳	豊後	言語・物名
13	7	石ぶしといふ魚	渡辺直麿	未詳	言語・物名
14	8	ふるき物またそのかたをいつはり作る事	萩原元克	甲斐	考古
15	9	みちのくの田うゑ歌	未詳	陸奥	風俗・風習
16	9	紫の名高の浦	未詳	紀州	地誌
17	9	石見国なるしづの岩屋	小篠敏	石見	考古
18	9	対馬の式社	小篠敏	対馬	神社・神事
19	9	桧垣姫が事	長瀬真幸	肥後	考古
20	10	出雲国なる黄泉の穴	斎藤秀満	出雲	考古
21	11	肥後国の神楽歌	長瀬真幸	肥後	神社・神事
22	11	肥後国阿蘇神社	長瀬真幸	肥後	神社・神事
23	11	春日の若宮社の神楽舞の歌	未詳	大和	神社・神事
24	11	口あみ もろもち	金原清方	遠江	言語・物名
25	12	われから はまゆふ	芝原春房	伊勢	言語・物名
26	12	木綿の布	千家俊信	阿波	考古
27	13	ふくさといふ言	田中道麿	近江・尾張・美濃	言語・物名
28	13	まるすげといふ草	田中道麿	美濃・三河	言語・物名
29	13	とねりこの木	田中道麿	美濃	言語・物名
30	13	鴨の類くさぐさの名	田中道麿	未詳	言語・物名
31	13	遠江国より大神宮に神御衣を織て奉る事	内山真龍	遠江	神社・神事
32	13	出雲国意宇郡神魂神社	秋上大祐	出雲	神社・神事
33	13	出雲の大社の御事	千家俊信	出雲	神社・神事
34	13	同社金輪の造営の図	千家俊信	出雲	神社・神事
35	13	讃岐国人女をよばふに藁を結びておくる事	山田高村	讃岐	風俗・風習
36	13	信濃国の或村々の神事にうたふ歌	未詳	信濃	神社・神事
37	13	常陸国なる大洗磯前神	未詳	常陸	神社・神事
38	13	しちすつの濁音の事	未詳	土佐	言語・物名

した通り、『宣長随筆』に一旦収録され、その後『玉勝間』に掲載された随筆が二十六段あり、聞き書き章段全体の六十八%——その中でも『宣長随筆』巻十三に収録された章段が十八段あり、聞き書き章段全体の約半分、四十七%である。——を占めている。

聞き書き章段が収録された巻を見ると、巻十三が十二段と最も多く、次いで巻七が七段、巻三と巻九がそれぞれ五段で、巻一、四、五、六、十四の各巻に聞き書き章段は見られない。つまり、宣長は『玉勝間』を編集する際に、聞き書き章段を各巻に必ず収録するといった編集方針を立てていなかったようである。

次に、情報提供者の観点から『玉勝間』の聞き書き章段を見ると、宣長に情報を提供した人の氏名が判明している章段は二十五段で、聞き書き章段全体の六十六%である。氏名が判明している情報提供者はすべて鈴屋門人、或いは宣長の知人である。詳しく見ると、田中道麿が六段と最も多く、次いで小篠敏が五段、千家俊信と長瀬真幸が三段ずつである。また、〈表1〉に示したとおり『玉勝間』の聞き書き章段には、宣長がいつ、誰から、どのような手段で、その情報を入手したのかという、聞き書きに関する基本的情報を欠く章段もある。今日の民俗学のフィールドワークにおいて、聞き書きの情報提供者に関する情報は極めて重要であるが、当時の宣長にはそうした意識は少なかつたようである。

地域別に見ると、〈表1〉に示した通り、東海道（尾張国〔二〕、遠江国〔二〕、伊勢国〔二〕、三河国〔二〕）、常陸国〔二〕と西海道（肥後国〔三〕、豊後国〔二〕、肥前国〔二〕、対馬国〔二〕）が七段

ずつあり。次に山陰道（出雲国〔三〕、石見国〔三〕）と東山道（美濃国〔三〕、信濃国〔二〕、近江国〔二〕）と、南海道（土佐国〔三〕、讃岐国〔二〕、阿波国〔二〕、紀伊国〔二〕）が六段ずつ、畿内（大和国〔三〕）が三段、陸奥と未詳が二段ずつ、という分布である。

こうした分布を見ると、『玉勝間』の聞き書き章段は、宣長が居住する松坂に隣接する東海道を中心に、山陰道、西海道、南海道といった西日本に集中していることが知られる。そして、その一方で、いわゆる三都（江戸・京・大坂）の情報が無であることも注目される。中村一基氏の研究によると、鈴屋門人を地域別に見た場合、宣長が居住する伊勢国が最も多く、尾張国がそれに次ぎ、東海道、特に遠江国からの入門者が多く、三都の門人は少ないという^⑦。『玉勝間』の聞き書き章段の多くが鈴屋門人或いは宣長の知人から寄せられた情報によるものであることを考えると、〈表1〉に見られる地域の偏りが鈴屋門人の分布の偏りと重なることは、寧ろ当然の結果と言ってよいかもしれない。

聞き書き章段を内容的に見ると、言語・物名が十四段、神社・神事が十段、考古が七段、風俗・風習が五段、地誌が二段である。

まず、言語・物名には『万葉集』に見える「室の木」の特徴と現在の呼称について記した「むろの木」（巻三）をはじめ、石見国に漂着した朝鮮人の話す朝鮮語に関する聞き書きを記した「朝鮮の人のことば」（巻七）、肥前国佐伯の海に生息する「ほや」に関する情報をもとに、『土左日記』に登場する「ほやのいずし」について推考した「ほやのいずし」（巻七）、近江美濃尾張の方言に物の柔ら

かな状態を「ふくさ」ということを記した「ふくさといふ言」（卷十三）など、上代中古文学に見られる物名に関する事柄や、外国語（オランダ語や朝鮮語）の発音、日本各地の方言に関する聞き書きなど記されている。

神社・神事では、対馬国の式内社について記した「対馬の式社」（卷九）をはじめ、「肥後国の神楽歌」（卷十一）、遠江国浜名郡岡本村では毎年四月と九月に神御衣を織って、伊勢内宮に奉納することを記した「遠江国より大神宮に神御衣を織て奉る事」（卷十三）などがある。考古では大和国の興塚に関する聞き書きを記した「こし塚」（卷三）をはじめ、石見国の志津の岩屋に関する報告を記した「石見国なるしづの岩屋」（卷九）などがある。

風俗・風習では、土佐国では農作業に沢木履という履物を使うことを記した「さはばくり」（卷七）をはじめ、「みちのくの田うゑ歌」（卷九）、讃岐国の婚姻風習を記した「讃岐国女をよばふに菓を結びておくる事」などがある。これらは現在の民俗学に連なる事項といえよう。

最後に地誌には、石見国浜田の沖合にある高嶋という島に関する報告を記した「石見の海なる高嶋」（卷七）と紀伊国名高の里をながれるむらさき川に関する聞き書きを記した「紫の名高の浦」（卷九）がある。

このように『玉勝間』の聞き書き章段の内容は、いずれも学問的なものばかりであり、幽霊狐狸妖怪等の怪談奇談、火事窃盗心中等の災害事件の風聞、当時流行した歌舞音曲芝居等の風俗、といった当

代の巷談は一切記載されていない。宣長の住む松坂は三井家や小津家といった松坂商人の町であるから、そこにはビジネスの情報とともに三都は勿論、日本各地のさまざまな巷談風聞が齎されていたはずであり、おそらく宣長の耳にもそうした情報は少なからず届いていたであろう。しかし、宣長は『玉勝間』にはそうした巷談風聞の類は一切収録しなかった。宣長は彼のもとに日々寄せられた多くの情報の中から、彼が興味関心を抱いた学術的なニュースに限って掲載したのである。ここでいう学術的とは、『玉勝間』の聞き書き章段の内容から見て、それは国学の学問領域に属すると言い換えることができるだろう。

『玉勝間』の聞き書き章段の内容が国学の学問領域に限定されていることは、しかし、当時の宣長の興味関心が国学にしか向いていなかったということではない。寛政から享和にかけての宣長の日記を一瞥すれば、そこには不順な天候、それに伴って高下する米価、そして不穏な社会の動向が記録されている。彼は当時の社会の情勢に寧ろ強い関心を抱いていた。しかし、そうした当時の社会情勢に関する聞き書きは、『玉勝間』には収録されなかったのである。また、宣長は医業を生業とした人であるが、『玉勝間』の聞き書き章段には、日本各地の医療事情、或いは民間療法などに関する聞き書きはまったく収録されていない。彼が医師として、こうした情報に無関心であったとは考えにくい。つまり、宣長は『玉勝間』の編集に際して、まず〈学問的随筆集（国学的随筆集）〉という大枠を設定し、その枠内で聞き書き章段を編集したと考えるべきであろう。宣長

が『玉勝間』の読者に、主として国学を学ぶ人たちを想定していたことは、『玉勝間』の跋文にも記されており、また『玉勝間』の巻頭言からも、それは看取されるところである⁸⁾。

〈注〉

- ① 本居宣長記念館蔵宣長手沢本『出雲国風土記』第二十八丁表裏より引用。この『出雲国風土記』の奥書には「右出雲国風土記一卷以谷川氏本書写畢、明和八年辛卯十月四日、伊勢人本居宣長」と記されている。
- ② 蘆田伊人編・大日本地誌大系『雲陽誌』二六一ページ、雄山閣、昭和五年刊。
- ③ 西田郷土誌編纂委員会編『西田郷土誌』、西田公民館、平成八年刊、四十二ページ並びに八五〜八六ページ。
- ④ 拙論『玉勝間』巻九「石見国なるしづの岩屋」について、『国文学論叢』第五十九輯、龍谷大学国文学会、平成二十六年刊。
- ⑤ 『朝日新聞』平成十二年四月二十九日朝刊。
- ⑥ 本居宣長記念館編『本居宣長事典』、東京堂出版、平成十三年刊、五十ページ参照。
- ⑦ 岡中正行・鈴木淳・中村一基『本居宣長と鈴屋社中』収録、中村一基「鈴門の形成と展開」、錦正社、昭和五十九年刊。
- ⑧ 拙論『玉勝間』の巻頭言に関する考察（後編）、『福井大学教育地域科学部紀要』第四号、平成二十六年刊。

〔参考〕 翻刻・斎藤秀満『雲州黄泉穴一見之覚』

〈凡例〉

- ① 本居宣長記念館所蔵、斎藤秀満『雲州黄泉穴一見之覚』を底本とする。
- ② 本文は漢字・仮名の別、仮名づかい、清濁、振り仮名はすべて底本の表記に従った。仮名の「ミ・ハ」もそのままとした。
- ③ 底本に句点は付されていないが、読み易さを考慮して筆者が適当と思われる箇所に付した。
- ④ 本文中の二行書の割註は【】内に、宣長による朱書きは本文右側に（）で記した。

〈翻刻〉

石州 三隅

斎藤秀満上

雲州黄泉穴一見之覚

寛政六寅のとし三月上旬、杵築に於ひて、小篠先生のためふハ、鰐淵山より程近き所に、かの黄泉穴あるよし、かねて聞及ふに、此地の社家中町屋の人もいまた見たる咄もなしと清主公よりも物語あり、其方ゆきて見正し帰れかし、此事ハ千家御氏にも見て来らん人

もかなと思はる、也と伝あれば、本より山坂に馴たる秀満か足なれば、苦しくも思はず、此頃日も永く、花もさかりなれば、幸に鰐淵山をも一見、かの穴委細に見正し帰可申とて、銀山太田の医師、原有慶^(北)兩人、朝五つ時、杵築を出て、遙に肅^(北)に向ひ行事半時、又兼^(北)の方に向ひ、坂をのほる事半時斗、峠に辻堂ありて、鰐淵山參詣の人、休なり、夫分山を下るに、田畑人家一向になく、左右皆深山にて、流ハ追々谷川となり、松杉椎檜など冬葉持の類多く、其中には桜もそこかしこ咲交たり、此山ハ木はみたりに伐とる事を禁むと見えて、其切たる株も見苦しからず、切屑木のはも皆拾ひて掃たることく枯葉枯枝一つも見えず、上は繁り合たる梢より稀に日ハもりて、木の根岩かと皆青苔美しくむして、川中の石まで深ミとりに流る、水の綺麗なる事、よそにてハ見ざる躰也【鰐淵山辺は皆丁寧に掃除すると見ゆる】一里といふをくたれば鰐淵山なり、川より西の方ハ寺也、東の方にのほれば、山王権現本社両殿あり、爰より又三四丁のほれば奥の院のよし、庵室あり、僧衆此所にて心をすまして修学する所のよし也【此頃ハ誰も居らず】此所より少し斜にのほれば瀧壺あり【此所を鰐淵といふよしなり、かたり伝に、此山開基智證上人、神酒を此淵に備られしに、此器沈ミて見えす、遙に日の御崎江【四五里もあるへし】器を鰐くはへて上りたるよしにて、其所をは鰐の口といひ、此淵を鰐淵といふよし也】其險敷所也、其登一面の石山を見やるに【石細工などに切て拵る類の石なり】左右皆尾崎指出て、其形中くほにて、いは、竹を割て立なひけたることし、行か、りの所少し平らにて、凡式間もさし渡の有へく見ゆる丸

き池あり、其上二又四間も有て、平らにて少しハほそく同し形の池又あり、池の深さ水の色、青光るほと也、さて下の池のあたりより八十式三間も上に、家にてひさしのことく式間程も揆出たる岩はな有、是より凡七八間も水ハ空にかのちさき池中に落ち【水ハ東の山上より落ち、此頃天氣にて少し雨ふりなどにて多かるへし、此頃男子の帯ほと也】此揆出たる岩の下に蔵王権現の社、横へ広く堅短に三社かまへのことくのほこら、岩の中へ押込たる体也【是ハ掘返たる物と見ゆる、池も底深く掘たると見ゆる也、打見たる所をさハ思ひけれど、日ノ御崎迄も抜通と聞は自然躰なるへし】參詣も皆下の池あたりより拝す、権現の社までも道ハ付きたれど猶のほる事なりかたし【此所皆巖屈にて草木はなく、こゝのけしきはかりよそハ見えす】西の方へ渡りて観音堂、是を鰐淵寺といふ【此山を今ハすへてわにふち山とはよばず、皆がくえんしといふ】凡七間四面位、仏像も古く惣て物ふりて奇麗也、外に僧坊十式坊の内四ヶ寺は焼失、寺号のミにて八ヶ寺あり【寺皆山の半に高くひきくむらくに建たり、いつれも奇麗也、古へハ四十式坊有しよし也、宗旨天台、寺領三百石の内五拾石ハ山王権現へ付し由、其残りハ八ヶ寺、土地に而支配なるよし、案内物かたり、そら覚にて御座候】山ハ双方古木多く繁り、桜ハ此頃嶺にも麓にも寺々の庵にも咲ミちたり、此寺の内に清主公懇意の僧有りて、黄泉の穴見に參候事を頼たる書状持參す【礎二恵門院と覚候得共、拾式坊の書付も有し二見失申候】寺を尋て状を出せしに、主僧病氣相對返事もなし、伴僧出て挨拶、黄泉穴の事ハ聞及たるのミにて不存とて、此寺に年来居候、庄兵衛といふ六十

歳はかりなる者、川下村出生のよし、案内せよとて出されたり、此鰐淵山杵築辺より越るハ裏にて、正面ハ川下村より登る方にて、二王門を出て、道の端、岩のうへニ高サ三尺斗も可有、唐金の不動、覆ひもなく立たり【細工至よろし】是よりは谷もちと広く、稀にハ民家左右田畑あり、山林も寺よりかミとはかはり、心まかせに伐ると見えて松山多し【惣て来りし峠の辻堂の辺より川下村まで式里の間ハ皆谷合、左右ハ嶺也】又、一里といふをくたれば川下村也【此川下村と鰐淵山頂境も案内をなしか忘申候】是ハ鰐淵山より出る川も又、杵築弥山より流る、川も一所になりて海ニ入る也【弥山より流る、川ハ、此所にて歩行渡なりかたく、橋をかけたたり、鰐淵山より出るハ、其半分程の水也】三四丁も下りてハ、此地、海はたなれど、漁者ハなく、皆農人也、遙るか向には浦も見え、家も並び、白壁なども見ゆれと貧家多し【向に見ゆるといふは、此所皆入海なれは、東ノ方、池のまわりの形のことくの所に浦町なども見ゆ】爰ハ皆入海にて、本海ハ遙に沖に見ゆる、川下村も奥岡村も海はたより並て、境ハ山まで見通しのよし也、大概図ニ川下村と有あたりより西ハ皆川下村、家二軒あるあたり今東の方皆奥岡村にして、黄泉穴ハ勿論奥岡也【郡ハ神門郡と答申候】川下村今奥岡江来るハ、浜路四五丁皆真子小餅位の石也、夫より図二十八丁といふ道にかゝる也、此辺人家あちこち多ク、田畑にて小川を伝ひ登る【奥岡山より出る流れ也、水もよつと出る、又、此辺土地ハ不定】十式三丁も来りて、彼図ニしるせし上ノ家ニ尋ぬ、此家四間ニ式間ほどにてちさけれど、畳など敷て立具も相応ニ取繕奇麗也、家内の人皆田畑へ出て、年比

廿四五はかりの尼一人留守をしたり、庄兵衛尋けるハ、此あたりの山に冥途の穴といふ穴あり、若き時ハ見し事もあれと、年久しくなりて不覚、是より何ほとかいつれの道より行くやらんととふに、かの尼不審げに、わたしハ此家の子なれとも、はや十年余も寺やあちこちして不存、子どもの時もさやうの咄ハ聞し事もなしと答ふ、庄兵衛しはらく思案し、何方へか行帰りに申けるハ、私も見たるハ年久しく相成たる事なれば、尋歩行とも分りかね可申、よりに能案内をやとひ出し候といふうち、農人耆人歳七十斗と見えたる【其名忘申候】が来りて、其冥途の穴の事、只今にてハ、ちかくても若き者ハ決して存不申、私案内可申といひて、家より田ノ畔を少し通りて、追々登り、山にかゝれば、甚嶮岨なり、それに又、転ひ石、草木の中にかゝりて、踏は石ともに落へき所も有、又、大石もあらはれり重り合てあふなき中をさまくたどり登る【図に石を書たるあたり也】此山ふとき木ハ、皆此里の薪に伐たるよし、松ばかり稀ニ立て外ハ野山の草木にて、すゝきかちなるに、萩棘、ほていぎ、卯ツ木栗、真木【かしはのことくに葉の疎ニ早ク落るを、此辺にてまきといふ、皆ほだそまきなどノ類度く苧取故小木ニ成候】稀にハ猿匍いぎなど繁合たり【薪をとるにケ様に棘多キ所ハとり帰りても焚にも難儀なれば、そこにハとらず、其所ハいよ／＼盛長して通りがたし】笠を着せず、各ぬきて木の枝、石の上に置けど、着物にかゝて甚くるしむ、されと秀満ハ馴たる事なれハ、踏つけく／＼り、かなたこなたへ行曲り登るに、有慶ハ若くても足ふるひ、色を失ひてのほることあたはず、案内、今、五六間なるそといふに、力を得て三

人跡につゝひてのほるに【此山海手より見あぐる所ハ、さまで高くも嶮くも見えぬに、登るハ甚くるし、下ハ石多く、穴近ク成てハ棘多キ草木繁リし故也】さまでけはしき山に、たとへば、家にて縁などのごとく、横ハ長く、幅ハ四五尺も有へく見えて少しろくなる所あり、則爰也といふに、草猶繁りたる中に穴あり【草靡きて穴ハ纔二見ゆ。此草ハ棘などハなく、すゝき、よもぎ、其外のも多ク小筋に長く繁りたり、土肥たる故カ】口ハ草も年々朽、又、外ニ土も流れて寄しにや、ちとちさく見ゆれと、中ハ図のごとく式尺四五寸位二三尺も長丸に、穴の底ハ直ぐに揆ぬけたる躰井のかたち也、穴の中のかくり、南の方ハ一枚石と見えて板なすを削り立たるかことし、長サ壹丈五六尺も其餘も幅式尺斗、底ハ此石、北の方ハ少し靡きて見ゆる【此石幅ハ広き所も有へけれど、井のかたちに双方より又石こみたれはミえす、上より見下したる躰也、又、靡きて見ゆるも纔にて直ぐに見下す故ならん、穴ハ全体ゆがみたるに非ず、靡きたる、底も穴ハせまくも見えす】其外のかくりハ、石にて常の井を積揚たるごとく、出め入れハ多く、石ハ角立て都合の穴のかたちハ丸く見え候、其石皆油石青石の類にあらず、磨石などの類にてあらめよ、色ハ白く又黄ばみたる所も有て、角有われ目多きが自然に割れたると見ゆるも在りたると見ゆるも、所々ハ土も付て石のかたちみえぬ所も有かとミゆれと、大概自然にわれたる様子也【其わかれたるかたち、ふときハ式尺、こまかなるハ七八寸とも見えて、三角四角ひらめにも豎長なるも、さまざま有】上へ近き所ハ苔もつきて見ゆれど、底の方ハかはきて一向に水気なし【井のかたちながら急

度さしあげたるごとく二もあらず、内のぐるりハ、そこかしこ入込たる所も有ど、穴の見通シさし出たる石ハ決してなし】此辺のかたり伝に、此穴よりのほる毒氣にあたれば、忽に息終るよし聞ば、恐敷て永くハ見る事も成がたけれど、正く見たればしるしもなき事なれと、ふたゝひ臨む、右の通のかたち也【追々大社辺よりも見に行人も多くて、其見たるさまハたかふ事も有べけれど、随分と秀満もこまかに心をつけ覚申候】案内兩人共ニかたる、先年、かの鰐淵山開基智證上人、此穴へ定入せられたるよし語る【鰐淵山縁起にも有よし也、此穴へ這入る事ハ誠恐敷事ニ候、此突抜たる事何程ならん】又、此穴へ先年ハ石を投込時ハ、凡多はに二銀ものむ間ほど石に当てるとよむ音聞えしが、四十年ばかり以前、ある若き者、大石を一つ転バシ込たるに、其後ハ石を落しても音永くせず、此大石、穴の中にかゝりて、それに又かゝる故かとかたる、さて、此山の名を問ふに、嶺は只奥岡の山といひて、山の名はなし、此所をすべてぞうが谷とよふ、木こり草かり皆今而ハぞうが谷へ行ん、又ぞうが谷ニハよいのあるなど聞に、皆谷といふよし也【谷といへど式つ立たる山にして、是も又中ハくほみ有りて嶺ハ三つも四つも有】中に溝川ありて、水音聞ゆ程に流れ出たる、此穴ハ岡のごとく東の方の嶺式三步通ニ有、真中の南也。嶺ハ至て高く、西の方の嶺の後ハ直に鰐淵山のよし也【案内左衛門、此穴のあたりよりは見渡しなれとも遠く見ゆる】さればかの瀧壺のあたりよりハほとちかけれと、嶮しき山なれば、越る道なく、一里川下村へ下り、又、濱路四五丁も通り登れば一里半余、山の内曲りくくのほるハ、二里の苦ミとも

いふべし【先年、智證上人定人の時などハ、山海の道も有しもしらず、相考候所ハ、此穴へ瀧壺の辺合十四五丁より遠くも思はれず】又、鰐淵山ハ惣て石山【樹木多けれど、そこかしこ巖のあらはれて見ゆる、皆底ハ瀧のあたりの石ならん、上にハ転石なし】此山ハ皆転石、大小多く有りて、同じ山の表裏とは見えねども、此穴の中の様子にてハ、底ハ此山も皆石なるへし、見ざる先にハ、此穴の在あたり巖なと勢ひありて、恐敷所ならんと思ひしに、爰ハ野山にて、此穴あるへくも思はれぬさまにて、穴ハ只山の井といふへきかた也、扱山ニ上り初のあたりの石もふとけれど、千引石などといふ程の体もみえず、すべてハ似つかはしからねと、幾万歳を経し事ともしらねは、穴の広きも狭と、石山も土山となりしもはかられすと大社の家中も申され候也、戻りハかの家へハ帰らず、往来多き道へ出けるに、有慶ハ此所より松江へ行んといふに、平田に出て船にのらんといそぐ【湖水の辺にて平田ハ杵築より松江への往来】此所より平田へ纔一里半ばかり也【爰より杵築へ三里余帰て、又、平田へ行は、都合にてハ八里ばかりも有れかし】夫よりわかれて、庄兵衛と兩人、海辺を通り、川下村の川の出合ふ所に帰り、是より鰐淵山の方へ通らず、杵築へ帰る道のあるやと問ふに、庄兵衛も里人も川に付て弥山へ越れば三里はかりといふ【秀満思ひける、もし鰐淵山かの寺によらは、日の暮んと留めらるゝか、又伽にとて人などと附られんも心遣なれはとて也】庄兵衛も別れ、只一人暫ハ川下村のよし、橋をも歩行渡をも数く渡事、黄泉の穴より帰るといふに、おのつからみそきする心も不思議なると思ひゆく、爰も又同じ谷合にて、

田畑人家山の麓川の端にあり、村名も数多聞とも、道をのみとふに二里半とも三里とも遙に來てとへは、三里半とも思ひ出せるま、にいふハ常なれと、永き日もかたふき心せくに、とふへく家もなき所より終にまよひて、何とかいふ里に來りて尋れば、此道にてハなしといふ、又、ある家によりて、川下村の道より杵築へ帰る者道に迷ひたりといえは、老人出て、杵築へ是より二里、爰を少し出れハ馬路にて紛れなし、こつちのむす子も今日商売に行たるか、やかて可帰といふ、何を商売ニ行れしやらんととふに、薪を売に來りたりと答ふ、此家にて道筋くはしく尋て歸るに、次第に山深く、田畑人家決てなし、四五十里も旅の道なれば、ますらをと思ひしも心細く淋しくなりて、一文字に大汗になりて登るに、遙なる方に人声あり、來りて見れば、杵築近所より來りし薪をこることも也、是と連て弥山を越え、六つ時以前、杵築白石氏の宅に帰りし也、穴の在所は先杵築よりは東に当可申与考候、此杵築の海ハ忽出張、日の御崎のあたりハ、海辺へ通り候時ハ、川下奥岡の辺の入海へハ余程ニ遠き事ニ可有御座候、弥山通ハ方角近けれど、川に遊び、山を越れば、かの一里のほりて二里下る鰐淵山通りの方、却而近しと考られ候【さふとつひたつて一二などいふことはのたかひ、鰐淵山までの道筋にても、川下奥岡辺にてもいひしを聞ず、案内などは正しく申候、杵築辺より石見□□のあたり甚しく此ことはのたかひ有る事と相聞え申候】

卯九月

【付記】

本稿における宣長の著作からの引用はすべて筑摩書房版『本居宣長全集』に拠った。また、本稿執筆に際して、本居宣長記念館所蔵宣長手沢本『出雲国風土記』からの一部引用と、同館所蔵斎藤秀満『雲州黄泉穴一見之』の全文の翻刻の掲載を許可してくださった本居宣長記念館にお礼申し上げます。